

## 規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	食品衛生法(昭和22年法律第233号)
規制の名称	輸入食品におけるHACCP(ハサップ)に基づく衛生管理の確認
規制の区分	新設
担当部局	医薬・生活衛生局食品監視安全課
評価実施時期	平成30年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>我が国において、今後、HACCPに沿った衛生管理を制度化し、小規模事業者等の一定の事業者を除き、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組(HACCPに基づく衛生管理)を求めることとなるところ、輸出国においてHACCPに基づく衛生管理が講じられていることが必要な食品※については、当該措置が講じられていることを輸出国の政府機関が確認した施設等において製造等されたものでなければ、輸入してはならないこととする。</p> <p>※ 食肉、食鳥肉等を想定。</p>
直接的な費用の把握	<p>遵守費用として、HACCPに基づく衛生管理が求められる食品を輸入する際に、輸出国においてHACCPに基づく衛生管理が講じられていることを確認するための費用が発生する。</p> <p>行政費用として、輸出国においてHACCPに基づく衛生管理が講じられていることを確認するため、HACCPに基づく衛生管理を講じている国及び施設への査察のための費用、輸入時における確認のための費用が発生する。</p>
直接的な効果(便益)の把握	HACCPに基づく衛生管理が求められる食品については、当該措置が講じられている食品を輸入されることで、輸入食品の安全性の向上に資する。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	改正案を導入することにより、一定の遵守費用が発生するが、一定の輸入食品について、HACCPに基づく衛生管理が実施されている食品のみが輸入されることとなり、輸入食品の安全性確保に資するという便益は、その費用を大きく上回るものと考えられる。
代替案との比較	輸入食品の安全性を確保するために必要な規制内容であり、代替案は想定されない。

その他の関連事項	<p>食品衛生法改正懇談会「食品衛生法改正懇談会取りまとめ」(平成29年11月8日)</p> <p>(4)輸入食品の安全性確保 (輸出国段階の対策強化)</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、米国やEUと同様に、国内においてHACCPによる衛生管理がなされているものと同種の輸入食品については、HACCPによる衛生管理を要件とするなど、輸入時(水際)の衛生対策だけでなく、輸出国段階での衛生管理対策の強化を図る必要がある。</p> <p>○ また、食品の中でも特に適切なリスク管理が求められる動物性食品のうち、食肉等については、現在、輸出国政府機関が発行した衛生証明書により、輸出国における検査や管理が適切に行われている旨を確認しているが、日EU EPAとの関係で輸入量の増加が見込まれる乳製品や生産地での衛生管理が重要な水産食品等についても、食肉等と同様に、輸出国政府機関が発行した衛生証明書を輸入の要件とすべきである。</p>
事後評価の実施時期等	<p>食品衛生法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。</p>